

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きれ福祉会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事及び監事の報酬)

第3条 理事に対して支払う各年度の総額は、50万円を超えない範囲で支給する。

監事に対して支払う各年度の総額は、50万円を超えない範囲で支給する。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事会及び評議員会に出席した役員及び評議員等については、次により報酬を支払うことができる。

役員及び評議員等の出席報酬	10000円（交通費含）
---------------	--------------

### (役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、表1により報酬を支払うことができる。

ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、表1により報酬を支払うことができる。

### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### (支払方法)

第7条 報酬は、理事会及び評議員会に出席した都度、または運営のための業務に当たった都度、現金で支払う。

### 附 則

この規程は、平成30年7月 日より適用する。

表1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬（日額）	12000円（交通費含む）	
常務理事報酬（日額）	12000円（交通費含む）	職員との兼務がない場合のみ支払う
理事及び評議員業務報酬（日額）	12000円（交通費含む）	
監事監査指導報酬（日額）	12000円（交通費含む）	